

## 令和5年度 第2回練馬区自殺対策推進会議 会議要録

1 日時	令和5年10月11日(水) 午前10時から正午
2 場所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
3 出席者	<p>&lt;委員&gt;            大塚会長、木崎委員、佐藤委員(相馬委員代理)、神野委員、田中委員、岩崎委員、神山委員、植村委員、江村委員、亀川委員、粕谷委員、土井委員</p> <p>&lt;事務局&gt;            健康部長、保健所長、保健予防課長、石神井保健相談所長、関保健相談所長、石神井保健相談所地域保健第一係長、関保健相談所地域保健係長、保健予防課精神保健係長、保健予防課精神支援担当係長</p>
4 公開の可否	公開
5 傍聴者	無し
6 案件	(1) 第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台)の検討 (2) 第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール
7 資料	次第 資料1 第二期練馬区自殺対策計画の新規取組事業(案) 資料2-1 第二期練馬区自殺対策計画体系図(案) 資料2-2 第二期練馬区自殺対策計画の施策の取組と取組内容(案) 資料2-3 第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台) 資料3 第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール
8 事務局	練馬区健康部保健予防課 電話:03-5984-4764

### 1 開会

#### ○会長

ただいまより、令和5年度第2回練馬区自殺対策推進会議を開催します。

はじめに、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局よりお願いします。

#### ○事務局

<委員および傍聴者の出席状況、配布資料の確認>

## 2 議題

○会長

それでは、次第の案件(1)「第二期練馬区自殺対策計画（素案のたたき台）の検討」における新規取組事業（案）について、資料1に基づき事務局より説明をお願いします。

○事務局

<資料1の説明>

○会長

国は「子ども・若者および女性の自殺対策」を重点課題としていますが、練馬区内の状況分析および前回の練馬区自殺対策推進会議（以下、「推進会議」という。）の内容を踏まえ、第二期練馬区自殺対策計画では「働き盛りの男性への支援」を重点施策としたことや、医療機関やNPO法人等との連携による発見の機能の重点化が図られていることがわかりました。NPO法人との連携事業については「児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援」にも再掲されているので、おおむね対象が網羅されていると思いますが、一方で個別の状況については十分な把握や分析が難しいところもあるので、事業を実施しながら状況の把握や分析を行っていく必要があると思います。

資料1の説明について、質問はありますか。

○委員

計画素案のたたき台には働き盛りの男性や若年者の自殺者が増加しているという情報もありますが、一方でうつや病気・介護疲れ等による高齢者の自殺も依然として多いと思います。ですが、新規事業に高齢者を対象としたものがないことが気になりました。

また、人材育成や区民啓発に際し、アプリを活用した情報発信が多くなっていると思いますが、高齢者にとってはハードルが高いと思います。紙媒体での情報発信も引き続き行ってほしいです。

○会長

新規事業の説明なので、高齢者を対象とした事業は引き続き実施するということかと思います。

#### ○委員

働き盛り世代の方が何か問題を抱えて自殺を考えたときに、どれだけの方が周囲に相談できるのでしょうか。自殺を考えているけれども相談しきれない方の掘り起こしや、相談することは恥ずかしいことではないことの周知が大切だと思います。

#### ○会長

一般的には男性のほうが女性よりも相談へのハードルが高いので、大きな課題だと思っています。

今回の新規事業では、現場で働く方や労働者向け窓口の相談員向けの人材育成があるので、心の内を吐露することが難しくても、例えば仕事の愚痴ならこぼせるといった、切り口を変えたアプローチとして取り組むものと思いますが、そういった方の状況をどう把握するかは、大きな課題だと思っています。

次に、次第の案件(1)「第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台)の検討」について、資料2に基づき事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

<資料2-1～2-3の説明>

#### ○会長

資料2の説明について、質問はありますか。

今後の計画策定の流れとしては、庁内の自殺対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)の開催を経てパブリックコメントの実施となるかと思いますが、パブリックコメントに対する区民の関心を高めることは大事だと考えています。事業の部署名を計画に記載するのも1つの取組ですね。

次期計画の策定にあたって自殺対策について庁内に改めて確認したところ、人権・男女共同参画周知啓発事業など、既に実施しているが自殺対策として挙がっていなかったものがあるなど、庁内で自殺対策につながる取組を行っているところが多いことが明らかになったため、庁内の認識が横断的に高まっていることがよくわかりました。一方で、自殺対策を所管している保健予防課以外にも様々な部署が、自殺対策に取り組んでいることが区民にもしっかりと周知されるとよいと考えています。そのためにも、パブリックコメントなどの機会、区の考えが伝わるというのですが、自殺対策計画として区民に意見を求め

ると、よほど関心のある人や自殺が身近な問題となっている人以外は関心を寄せづらいのではないかと個人的に思っています。計画の副題「こころとくらしのサポートプラン」と主題の「練馬区自殺対策計画」を入れ替えてもよいのではないかと個人的には考えています。

また、第3章の「モデル事例」と「第一期計画の取組内容の実績と課題」は順番を入れ替えた方がよいかと思えます。

#### ○委員

計画の表題についてですが、自殺は人生を奪う重いテーマなので、副題をメインとするよりは、自殺対策を主題にしてしっかり伝えたほうがよいと個人的には思えます。

また、自殺対策の具体的な取組内容はこれから検討するということでしょうか。

#### ○事務局

5年間の計画期間で取り組む事業の内容は、計画素案のたたき台に記載しているとおりです。また、自殺対策の推進体制として、各事業の所管課に翌年の取組内容を決めてもらい、それが達成できたかを報告してもらう進捗管理を毎年行っています。

#### ○会長

前回の推進会議では現行計画における事業の進捗管理を行いました。次期計画も同様に、各所管課で計画はされているが、現時点では取組内容が具体的に挙がっていないということだと思います。毎年の進捗管理で取組内容が挙がってくると思いますが、事前にもう少し挙がっていたほうがよいということでしょうか。

#### ○委員

計画期間が始まってから取組内容が出てくるのであれば、実際に始めてみてその取組には効果があるのか、他の取組も必要なのかといった検証や取組内容のアップデートは計画期間が始まってから行われるということですね。可能であれば、計画期間が始まる前のある程度知りたいと思いました。

#### ○会長

計画素案のたたき台に、前回計画から継続して取り組む事業はそのまま、新

規事業で具体的に記載できるものは記載してほしい、というご提案でしょうか。

#### ○委員

例えば、計画素案のたたき台の 35 ページにある「いじめ問題対策」には、「いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い組織で対応し、いじめる側への実効性のある指導、周囲の児童・生徒の心理を把握した指導」との記載がありますが、その実効性のある指導とは具体的には何か、というところです。

自殺者を減らすためには、恐らく自殺が起こる原因を減らさないといけないと思いますし、私の経験上、自殺を考えている人は誰にも相談なく突発的に自殺します。自殺を防ぐために具体的にどう取り組むのか、自殺者をどう減らすのかの根幹の取組として、事前にどういう取組があるのかを知りたかったなと思います。

#### ○会長

計画素案のたたき台の 34～35 ページには「いじめ防止対策の強化」の取組が掲載されていますが、例えば 34 ページには子ども相談アプリの記載があります。区立小中学生に配付しているタブレットに相談アプリが導入されて、子供が教員ではなくアプリを通じて直接相談しやすくなるといった取組が令和 5 年度から始まった、ということが前回の推進会議で報告されました。

計画素案のたたき台の 35 ページにある「いじめ問題対策」については、アンケート・教員へのヒアリング・外部のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用といった取組が既に行われていると思いますが、ここに記載されているのは研修会や寄り添い、適切な支援といった漠然としたものなので、具体的な内容がわかるとよい、というご指摘かと思います。

#### ○委員

いじめの問題は多種多様で、こうすればいじめがなくなるということはないので、毎年いじめの問題が出てきます。例えばこんな方法がある、ということは計画本文に書けないことはないかと思いますが、それが全てに当てはまるかというところではないし、それをやるから問題が解決するというだけでもないから、曖昧な表現しかできない、ということはあると思います。例えば、教員がいじめた子を問い詰めて逆にいじめた子を追い詰めるということもあり得るので、具体的に記載することは難しいと思います。

## ○会長

計画素案のたたき台にもデータがありましたが、自殺の中には原因不詳のものが多く、特に子どもは原因不詳の自殺が多いと言われています。突発的な自殺が多いというのは先ほど委員の意見にもあったとおりですが、第三者委員会が入るような重大な事案になると検証もかなり入るかと思います。プライバシーの観点から難しい点もあるかと思いますが、いじめ問題に限らず、計画期間の5年間で事例を積み重ねて、どういう対応が適切だったのか、どういう対処で防ぐことができるのかなどの検証を重ねることが大事だと思いました。

また、働き盛りの男性と同様に、子どもは相談しないケースが結構多いので、子どもの電話相談のような相談しやすい体制づくりを検討していく必要があると思います。

計画素案のたたき台の44ページには、「経営者向けメンタルヘルスケア講座」や「相談員向けゲートキーパー養成講座」といった、経済問題を抱える方の相談に乗る人の育成について記載されています。例えば、区役所の経営相談窓口の担当者がこの研修を受けて理解を深め、実際に相談を受けて危ない場合には主に精神科の医療機関や保健所といった機関と連携をすることになるかと思えます。保健所のような行政窓口であればおそらく横断的なやりとりができると思いますが、区内の精神科クリニックや精神科病院、社会福祉協議会の担当者と経営相談窓口の担当者とは普段あまり接点がない気がします。その連携を促進する基盤づくりが研修の内容にも入るといいと思いました。

## ○委員

計画素案のたたき台には対象者を絞った支援の記載が並んでいますが、1つの家庭で複数の問題が同時に発生していることも実際にはあります。私は現場にはご家族を支援する側として入るのですが、どの部署がどのように問題を統括しているのかが非常に見えづらい気がしています。その家庭の問題を横断的に統括し、対応する部署はあるのでしょうか。

例えば、高齢者の問題であれば地域包括支援センター、精神障害者の問題であれば保健相談所、子どもの問題であれば子ども家庭支援センターが実際の現場では一緒に動くことになるのですが、家庭全体を見るときには、その家庭の問題を横断的に統括し、対応する部署が必要な気がします。

また、自殺未遂者への支援について順天堂練馬病院との連携から開始するということですが、今まではしてこなかったのでしょうか。順天堂練馬病院は今までもやってきたと思いますが、今までの取組に加えてさらにこの事業を付け加えるに至った経緯を知りたいです。

○事務局

「複合的な問題を統括する部署はないか」という質問については、確かに自殺の問題について統括する部署はないと認識しております。自殺に関しても色々な要素があるので、関係部署と組織横断的に取り組むことが大切だという視点での取組もありますが、どこの部署が統括するかは課題だと思っています。

自殺未遂者の支援については、自殺未遂者支援を目的とした直接的な支援は今まで実施していなかったこともあり、順天堂練馬病院が三次救急（※注釈：生命にかかわる重症患者を受け入れられる医療体制のこと。同病院は2023年3月20日に、東京都より東京都救命救急センター（三次救急）の認定を受けた。）を行うにあたり、自殺未遂者と行政、保健相談所とのつながりがほしいと病院から申し出があったため、区としても連携をしたいと考え事業実施に向けた検討を進めています。

○事務局

自殺について統括する部署がないとのご意見がありましたが、区でも複合的な課題に関わる支援が必要だと認識しており、福祉部生活福祉課には連携推進担当係があります。高齢者家庭での8050問題といったような問題で関わるときに、地域包括支援センターや保健相談所、生活サポートセンターが関わりますが、関わってもすぐに問題解決には至りません。関係機関との調整が困難なケースなどについては、連携推進担当係がケース検討会議を開催し、関係機関間の役割分担を明確にするようにしています。

○会長

連携推進担当係の職員は保健師でしょうか。

○事務局

事務職です。

○会長

恐らく、そういった部署があることを区内の関係機関は知らない、ということもあると思います。周知やその部署が手一杯になったら自殺対策については

保健相談所にSOSを出すといったことを含めて、統括的に課題解決に取り組まないといけない事案が出てくると思うので、検討する必要があると思いました。

自殺未遂者支援は、国の自殺総合対策大綱の自殺総合対策における当面の重点施策にも位置付けられており、救急病院等に搬送された方の支援は、全国で始まってきているところだと思います。練馬には精神科医療機関が多いので、精神科医療機関の患者については従来どおり連携できていると思いますが、そうではない突発的な事情で三次救急である順天堂練馬病院に搬送される方への支援を、練馬区での従来の取組に加えて開始するものであると理解しています。

#### ○委員

医療機関から行政に情報提供することに同意しない人は結構多い気がします。公衆衛生上必要だから連絡するということまで踏み切るのか、あくまで同意取得のうえで支援をするのかといった問題は、支援の現場でとても悩むと思います。

実際、現場から立ち上がった声なので、運営上はそれほど問題がないのかもしれないし、試行錯誤しかないのかもしれませんが、そういったジレンマがこれから起こるのではないかと思います。

#### ○事務局

本人が同意しない可能性があるので、家族が同意した場合でも順天堂練馬病院から区に情報提供できるような運用にしようと考えています。本人はなかなか同意しないけれども、周囲の家族が困っている場合もあるので、そこを糸口に支援につなげていきたいと考えています。

#### ○委員

学校長から「マンションの7階から生徒が飛び降りようとして家族が止めた」という連絡が、学校教育支援センターの相談室に入ったことがあり、相談を受けた相談員がこの後どう対応するか悩んだ事例がありました。このような事例をどこが統括するのかという問題もあるし、今回の場合、本人の申し出ではなく第三者が聞いた上で相談室に相談に来ました。こうしたケースもこれからはないとは言えません。そういった場合に、先程紹介があった連携推進担当係に連絡を入れても、その家庭に簡単に介入できるのでしょうか。得た情報をどのよ

うに生かしていくのか、区の中でルールが存在しているのでしょうか。

あらゆる情報に対してどう対処していくかの道筋をある程度整理していただかないと、連携は難しいと思っています。

#### ○会長

NPO法人から本人同意を得て情報提供を受ける、という話もありましたが、情報を取り扱うことが増えてきたなかで、情報の共有や提供といった、情報が動けば問題が解決するわけではなく、情報を一緒に運ぶ人がいないといけないと思います。誰がどのように情報を活用しながら本人たちと向き合うのか、現場では葛藤の連続だと思います。このことは昔からあまり変わらないと思うので、「困っています、悩んでいます、心配しています」ということを言葉や態度に示して本人たちと向き合うには人が必要だと思います。情報を渡せば連携が進むということではないので、いろいろな機関が連携しないといけない時代だからこそ、連携の具体的な方法についての研修が必要だと思います。

本人の周囲の方が困っているときに、本人にその心配を伝えるのは避けて通れないことだと思うので、どう対応していくかは現場で悩みながら事例を積み重ねていくしかないと思います。

また、教育と福祉のつながりについては全国的に課題になっていますが、教育の現場で自殺関連のチームを作ろうとする動きがいくつかの地域であり、東京都も始めると聞いています。そういった模索が必要だと思います。

#### ○委員

練馬区社会福祉協議会の生活サポートセンターでは、生活に困っている方の相談を主に受ける窓口の部署があります。相談者には生活費に困っている方や、家賃や税金の滞納、借金があつて生活の見通しが立たない方、また、手持ち金がほとんどないという方もいます。

そういった方の中には、就労が長続きしない方がいます。就職はできるけれどもすぐにやめてしまう場合は人間関係で精神的に落ち込んだり、家族問題があつたりと色々な要素を含む場合が多いので、まずはその方の相談を丁寧に受け止めることを大切にしています。そうすることで課題がいくつか見えてくるので、まず何からすべきかの道筋を一緒に立てる、伴走型の支援が大事だと思います。ただ、生活サポートセンターだけでは問題は解決できないので、

借金や多重債務の問題であれば弁護士、メンタルが落ち込んでいる方は保健師や医療機関、税金等の滞納であれば行政の各窓口との連携といった、その方の状況に合わせて色々なところと連携しています。

そうした意味で生活に困窮している方は、すぐに死にたいとか思っていない方も多いのですが、そこを受け止めることが自殺予防につながっていると捉えながら、支援しています。

また、地域で孤立すると誰にも相談できず、自殺につながることも考えられるので、民生委員や町会等の地域活動をする方とつながるような関係づくりや地域づくりが大事だと思っています。

#### ○会長

物価高の影響もあって生活困窮の問題はかなり押し寄せる気がするので、重要なことだと思いました。

法律の話も出ましたが、ご意見はありますか。

#### ○委員

自殺の要因を1つずつ取り除くために、行政とも連携して相談を受けながら、多重債務・ドメスティックバイオレンス・各種ハラスメントなどの要因を除去するために努力するのが我々の立場だと思っています。

今までは弁護士に相談したら逆に説教されたといった不満を訴える方も多かったのですが、こういう世の中なのでこのままではいけないと思っています。普段から相談を受ける立場として、ただ単に法律的な問題に対応するのではなく、いかに精神的に寄り添って親身になり相談に乗れるか、ということを経験者の肝に銘じ、スキルアップしていかなければいけないと日々思っています。

#### ○委員

連携という観点だと、介護保険を利用している高齢者はケアマネジャーが月1回訪問するので、生活困窮の問題や、精神障害のある家族・登校拒否の孫などの家庭の問題など色々な問題を発見できるかなと思っていますが、訪問してすぐに発見できるわけではありません。信頼関係を築くために何度も訪問し、時間をかけているのが現状です。自分から問題を言う方もいれば、ケアマネジャーが家庭内の状況を見て気づくということもあります。そうした問題のつなぎ先で一番身近なところは地域包括支援センターですが、つなげて必ず問題が

解決するわけではありません。たとえば、高齢者がうつ状態になってきたと気づいたら医者や看護師に相談するといった、色々なところに声掛けをする必要があるのかなと思います。

高齢者のうつ状態は特に問題で、いかにして早く気付くことができるかが重要だと思っています。ケアマネジャー1人では気づかないときにはヘルパーやデイサービスから情報提供を受けるといった連携をしていくことが必要です。

また、孤立する人の中には民生委員の訪問を拒否するという話も聞くので、民生委員の協力が不可欠ではありますが、孤立している人は色々な救いの手を差し伸べても意外に受け入れない状況もあると思っています。

#### ○会長

単独の機関や単独の制度では難しいという方が、増えてきているのかなと感じています。

介護保険・障害福祉サービス・母子家庭支援といった何らかの制度を利用している方であればサービス利用者の最低限の情報は得られますが、こうした制度を利用していないひとり暮らしの高齢者や制度の利用を敬遠している方が危なくなった時が、非常に怖いと思っています。単身世帯の方も増える中で、そういった方々の情報をどう把握するのは本当に難しい課題だと思いました。

また、ジャニーズの性加害問題などの人権問題について、勇気をもって告発する人もいれば、告発できずにためらっている人もいると思います。人権については、計画素案のたたき台の37ページ「若年者が相談できる場の提供と周知」にDV・ハラスメント・性の多様性などについての記載があり、つぎのページには思春期・ひきこもりなどについての記載があります。性被害やハラスメントの問題は大きくなってきているため、人権問題と自殺の問題に関するところが、若者だけではなく1つの項目として取り上げられてもよいと思いました。

事務局に確認ですが、本日の会議では色々な意見が出ました。計画策定に向けて検討委員会やパブリックコメントを実施するにあたり、今日出た意見を計画素案に盛り込むことを検討するのか、それとも推進会議での提案事項ということで検討委員会にて検討し、計画をまとめるのかを教えてください。

#### ○事務局

前回の推進会議で出た意見については、検討委員会で共有し、意見を極力反

映するよう各事業の所管課に依頼したところです。

今回の会議での意見も検討委員会の委員に共有するほか、意見を踏まえて追記できる箇所は計画素案のたたき台に反映したうえで、検討委員会でたたき台の修正案について検討したいと思っています。

先ほどお話があった計画期間における個別具体的な目標の設定については、事務局としても課題の部分ではあると思っています。5年間で実施する計画のため、各年度の個別具体的な目標をなかなか設定しづらいものもあると思いますが、追記できるところは少しでも追記できるようにしていきたいと思っています。

#### ○会長

検討委員会が終わった後に、最終的な計画素案がパブリックコメントに出され、意見が反映されているものもあれば反映されていないものもある、と認識すればよいですね。

残りの時間では文章の細かいところにはこだわらずご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

#### ○委員

私は中小企業の方と接する機会がとても多いのですが、働き盛りの男性の自殺者が増えているというところで、計画素案のたたき台の42ページ「人権・男女共同参画周知啓発事業」に「ワーク・ライフ・バランスの推進」が記載されています。現在、物価が高騰しているほか、コロナ禍のときに受けた融資の返済をしないといけない中で、企業の倒産が増えています。こうした状況において、中小企業の事業主が従業員にワーク・ライフ・バランスを推進させることは、実際には中々難しいです。

練馬区の各部署において事業者への施策を十分に行っているかを改めて見直した上で対応しないと、啓発・啓蒙だけでは対処しきれない問題もあると思います。

#### ○会長

重要な指摘だと思います。前提がまず大丈夫なのかを確認しないまま、施策を実施してもということですね。そうした点検の視点を持つことは大切だと思います。

#### ○委員

経営者の中には、経営が立ち行かなくなり、多重債務となって自殺するという方もいると思います。そうしたことを防ぐために「経営者向けメンタルヘルスケア講座」を企画し、練馬産業連合会や東京商工会議所練馬支部を通じて開催していくと思うのですが、それ以前に経営が立ち行かないときに相談できる窓口が必要だと思います。もちろん、経営者の中には人間関係で自殺に至る方もいると思いますが、従業員の人たちを守るために色々と苦心して、そういう状況の中で自殺してしまう方もいると思います。そうした自殺を防ぐためにも、先ほど言ったような対策がとれないのかなと思います。

○会長

経営者が困ったときの相談窓口はないのでしょうか。

○委員

融資が受けられないと経営が立ち行かなくなるので、何かその辺がどうなのかなと思います。

○会長

融資等の経済的支援がもう少し手厚くあるとよい、ということでしょうか。融資を受けた方が返済に苦慮していることもあり、難しい問題ですよね。解決は中々難しいと思いますが、第二期計画では「働き盛りの男性への支援」を重点施策としていて、ゲートキーパー養成等の人材育成が計画内容に盛り込まれていますが、忙しいなどの理由で参加したくてもできない方がいると思うので、オンデマンド方式などの受講者の負担が軽くなる仕組みを検討するとよいと思います。

○委員

P T Aの家庭は、働き盛りの夫がいたり、小中学校や高校、大学に通っている子どもがいたりするので、全ての部門に当てはまっているのかなと思います。自殺対策に取り組んでいる課が非常に多くあることは分かったのですが、これをどうやってP T Aを通して保護者に周知していけば良いのか悩んでしまったので、保護者に周知できるものが何かあればよいと思いました。

また、子どもたちが学校から相困窓口が掲載されたプリントをもらうのですが、相談先がたくさんありすぎて、子どもたちはどこに相談したら良いのかわからないのではないかと思います。この相談窓口が子ども向けなのか、親向け

なのか、保護者から見ても分からないときが多々あります。自分がどの相談窓口に当てはまるのだろうかというところから考えなければいけないと、相談することをやめてしまう子どももいるのではないかと感じました。

#### ○会長

相談窓口が細分化して、新しい窓口などができるということは一見よいことですが、相談者はどこに相談すべきかを悩んでしまうこともあると思います。庁内でいろいろな取組が行われているはわかりましたが、どの窓口に相談があっても「自殺対策に関連する問題だ」とアンテナを張り、アンテナに引っ掛かったら関係する部署にしっかりつなぐといったワンストップ体制の構築が大事だと思います。相談者がどこに相談すべきかわからないということは相談者側の問題ではなく行政側の課題であり、行政側の対応力を高めなければいけないと思います。

#### ○委員

今お話しいただいた部分が一番かなと思っています。計画素案のたたき台の36～37ページに記載があるように、学校側は自殺問題に限らず、問題が起きたらどの部署にどのようにつなぐかということはわかっています。ただ、最終的な問題解決にどうつなげるのか、どのように連携するのが学校側の課題だと思います。また、いろいろなケースを想定して支援をしなければならないと思っています。

先ほど性暴力の話も出ましたが、本校では昨年、人権・男女共同参画課企画の「デートDV講座」を全校生徒に実施しました。悩みの相談先や受け止め方について、子どもたちに伝えていきたいと思っています。

また、校長会でも自殺防止の講演会があるのですが、自殺は本当に起きる可能性があるという認識を持って対応していくことが大切だと思っています。

#### ○会長

ありがとうございました。

いろいろな角度から区民目線・現場目線での意見が出たので、うまく意見が反映されるとよいですね。

最後に、次第の案件(2)「第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール」について、資料3に基づき事務局より説明をお願いします。

○事務局

<資料3の説明>

### 3 閉会

○会長

そのほか、全体を通してご質問やご意見はありますか。

それでは最後に、事務局より事務連絡をお願いいたします。

○事務局

<次回会議日程の事務連絡>

○会長

以上で、第2回練馬区自殺対策推進会議を終了します。